

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年10月21日 |
| 【発行者名】 | スターツプロシード投資法人 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員 平出 和也 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋二丁目1番14号 |
| 【事務連絡者氏名】 | スターツアセットマネジメント株式会社 管理部長 松田 繁 |
| 【電話番号】 | 03-6202-0856（代表） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内 国投資証券に係る投資法人の名称】 | スターツプロシード投資法人 |
| 【届出の対象とした募集（売出） 内国投資証券の形態及び金額】 | 形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 4,777,574,400円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 495,020,160円 |
| | (注) 今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 |
| 安定操作に関する事項 | 1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年10月10日提出の有価証券届出書及び平成26年10月14日提出の有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成26年10月21日開催の役員会において発行価格及び売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (14) 手取金の使途
- (15) その他

① 引受け等の概要

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格

第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

下線部_____は訂正部分を示します。

なお、発行価格等決定日が平成26年10月21日（火）となりましたので、一般募集の申込期間は「平成26年10月22日（水）から平成26年10月23日（木）まで」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「平成26年10月22日（水）から平成26年10月23日（木）まで」、シンジケートカバー取引期間は「平成26年10月24日（金）から平成26年11月21日（金）までの間」となります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

(3)【発行数】

<訂正前>

28,800口

(注) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主であるスターツコーポレーション株式会社から2,880口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項につきましては、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

<訂正後>

28,800口

(注) 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が、本投資法人の投資主であるスターツコーポレーション株式会社から借り入れる本投資口2,880口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項につきましては、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

4,877,856,000円

(注) 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」冒頭に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、平成26年10月1日（水）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

4,777,574,400円

(注) 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」冒頭に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格等決定日（後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に定義されます。以下同じです。）における株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）から1口当たり予想分配金4,010円を控除した価格に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満の端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売価及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.sp-inv.co.jp/>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

(注2) 上記(注1) 記載の仮条件により投資口に係る投資家の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（投信法上の払込金額であり、本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）を決定します。

(注3) 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）は異なります。発行価格の総額と発行価額（引受価額）の総額との差額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

171,882円

- (注1) 発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、平成26年10月22日（水）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕 <http://www.sp-inv.co.jp/>）において公表します。
- (注2) 発行価額（投信法上の払込金額であり、本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）は165,888円です。
- (注3) 後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）は異なります。発行価格の総額と発行価額（引受価額）の総額との差額は、引受人の手取金（1口当たり5,994円）となります。

(14) 【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金（4,877,856,000円）については、本投資法人による、後記「第二部 追完情報」に記載の取得予定資産である特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金（9,116,700,000円）の一部に充当します。

(注) 上記の手取金は、平成26年10月1日（水）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金（4,777,574,400円）については、本投資法人による、後記「第二部 追完情報」に記載の取得予定資産である特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金（9,116,700,000円）の一部に充当します。

(注)の全文削除

(15) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、平成26年10月21日（火）から平成26年10月23日（木）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される予定の発行価額（引受価額）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額（引受価額）の総額を本投資法人に払い込み、発行価格の総額と発行価額（引受価額）の総額との差額は引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 引受人の名称 | 住 所 | 引受投資口数 (口) |
|-----------------|-------------------|---------------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 未定 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | |
| SMB Cフレンド証券株式会社 | 東京都中央区日本橋兜町七丁目12番 | |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | |
| 合計 | | 28,800 |

(注1) 各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定する予定です。

(注2) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している本資産運用会社（後記「② 申込みの方法等 ホ.」に定義されます。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。引受人は、かかる契約に

に基づき、本投資法人から委託された、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資口の買取引受けを行います。

(注3) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者（証券会社）に本投資口の販売を委託することがあります。

(注4) 以下、みずほ証券株式会社を「主幹事証券会社」という場合があります。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、平成26年10月21日（火）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額（引受価額）にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額（引受価額）の総額を本投資法人に払い込み、発行価格の総額と発行価額（引受価額）の総額との差額は引受人の手取金（1口当たり5,994円）とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 引受人の名称 | 住 所 | 引受投資口数 (口) |
|-----------------|-------------------|---------------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 19,872 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 4,896 |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 1,728 |
| SMB Cフレンド証券株式会社 | 東京都中央区日本橋兜町七丁目12番 | 1,440 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 864 |
| 合計 | | 28,800 |

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している本資産運用会社（後記「②申込みの方法等 ホ.」に定義されます。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。引受人は、かかる契約に基づき、本投資法人から委託された、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資口の買取引受けを行います。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者（証券会社）に本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) 以下、みずほ証券株式会社を「主幹事証券会社」という場合があります。

(注1)の全文削除及び(注2)、(注3)及び(注4)の番号変更

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【売出数】

<訂正前>

2,880口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、主幹事証券会社が本投資法人の投資主であるスタートコーポレーション株式会社から2,880口を上限に借り入れる本投資口の売出しです。したがって、上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。今後、売出数が決定された場合には、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <http://www.sp-inv.co.jp/>）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に本書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<訂正後>

2,880口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、主幹事証券会社が本投資法人の投資主であるスタートコーポレーション株式会社から借り入れる本投資口2,880口の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。なお、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口

数、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、一般募集における手取金、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、平成26年10月22日(水)付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト(〔URL〕<http://www.sp-inv.co.jp/>)において公表します。

(4) 【売出価額の総額】

<訂正前>

505,411,200円

(注) 売出価額の総額は、平成26年10月1日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

495,020,160円

(注)の全文削除

(5) 【売出価格】

<訂正前>

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券(引受人の買取引受けによる一般募集) (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

171,882円

(注)の全文削除

第4 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、主幹事証券会社が本投資法人の投資主であるスタートコーポレーション株式会社から2,880口を上限として借り入れる本投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、2,880口を予定していますが、当該売出数は、上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

(後略)

<訂正後>

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、主幹事証券会社が本投資法人の投資主であるスタートコーポレーション株式会社から借り入れる本投資口2,880口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

(後略)